

役員報酬規程

学校法人鎮西学院

鎮西学院役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下「学院」という)寄附行為第11条の規定により、役員報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 「給与並びに退職金規程」に基づき、教職員としての報酬を支給する。
また、役員退任時に役員退任感謝金を支給する。
役員退任感謝金は、在任10年以内10万円、10年超20万円とする。
- (2) 非常勤の役員 理事・・・年間5万円、役員退任感謝金
監事・・・年間30万円、役員退任感謝金
- (3) 理事長及び寄附行為第六条第一項の第一号から六号の理事で非常勤の者の報酬額は、理事会において決定する。また、役員退任時に役員退任感謝金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給方法は以下のとおりである。

- (1) 常勤の役員、理事長及び寄附行為第六条第一項の第一号から六号の理事で非常勤の者には、給与並びに退職金規程に定める方法で支給する。
- (2) 上記以外の役員については、理事会の都度支給するものと別に3月末日に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 報酬は就任の日から支給し、辞任等の日まで支給する。但し、報酬の支給の始期、終期が月の中途の場合は日割り計算とする。

(役員の出張旅費等)

第6条 役員が、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たる際の旅費・交通費については、「役員・評議員の旅費・交通費規程」に則り支給する。

2 役員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は2020(令和2)年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、従来の役員報酬規程は2020(令和2)年3月31日に廃止する。